

【要保存・改定版】

大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮・波浪・「土砂災害」・「河川氾濫」のいずれかの
警報が発令されたときの対応について

令和 8 年 5 月 2 9 日より「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が施行され、気象庁において新たな防災気象情報の運用が開始されました。これにより、「洪水警報」は廃止され、新たに「土砂災害」「河川氾濫」の区分が加わりました。

つきましては、気象警報発令時における生徒の登下校の措置について、姫路市教育委員会の通知に基づき、下記の通りとします。

なお、本校は、波浪、高潮、「河川氾濫」の対象校区ではありませんので、波浪警報、高潮警報、「河川氾濫レベル 3 警報」のいずれか又はすべての警報（特別警報及びそれ以上の危険度となるレベル）が姫路市に発令された場合でも、通常どおり登校となります。

記

1 警報が発令されたとき

警報地域と発令内容		警報の発令時刻	対応のしかた
兵庫県姫路市	・大雨 ・暴風	午前 7 時現在で、警報が発令されている場合	登校せず、自宅待機とします。
	・暴風雪 ・大雪 ・ <u>土砂災害</u>	午前 7 時以降に、警報が発令された場合	登校前であれば、原則として自宅待機としますが、登校の状況により、校長の判断により安全確保のための適切な措置をとります。

※休業中も同様ですが、部活動など大会の場合は、主催者毎に判断されることがありますので、顧問からの連絡に十分ご注意ください。

2 警報が解除されたとき

警報解除地域	解除時刻	対応のしかた
兵庫県姫路市	午前 1 0 時までに解除されたとき	午後の授業を実施します。 生徒は、午後 1 時 0 0 分までに登校させてください。 午後 1 時 1 5 分から授業を実施します。（通常授業）

3 お問い合わせ

- (1) 警報発令時に『自宅待機』などの町内放送は行いませんので、テレビ・ラジオなどの気象情報を聞き逃さないよう注意してください。
- (2) 電話による学校への問い合わせはご遠慮ください。
- ※「ひめじ防災ネット」というサービスがあり、登録すれば警報等の情報を入手することができます。詳細については、姫路市のホームページで確認してください。

【URL】

<https://www.city.himeji.lg.jp/anzen/0000004551.html#index-1-7>